株式交換に係る事前開示書類

（会社法 794 条第１項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

令和元年 12 月 26 日

ＳＲＳホールディングス株式会社

令和元年 12 月 26 日

株式交換に係る事前開示事項

大阪市中央区安土町二丁目３番 13 号
大阪国際ビルディング 30 階
ＳＲＳホールディングス株式会社
代表取締役執行役員社長　重里　政彦

当社は、令和元年 12 月 26 日付で株式会社サンローリー（以下、「サンローリー」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、令和２年２月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、サンローリーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

１．株式交換契約の内容（会社法第 794 条第１項）

別紙１のとおりです。

２．会社法第 768 条第１項２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第１号）

別紙２のとおりです。

３．会社法第 768 条１項４号及び第５号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第２号）

該当事項はありません。

４．株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第３号）

（１）　最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙３のとおりです。

（２）　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

（３）　最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

５．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第１号）

該当事項はありません。

６．株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第５号）

本株式交換は会社法第 799 条第１項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

別紙１　本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

SRS ホールディングス株式会社（以下「SRS」という。）と株式会社サンローリー（以下「サンローリー」という。）とは、株式交換を行うため、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換の方法）

第１条　SRS 及びサンローリーは、SRS を株式交換完全親会社、サンローリーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、SRS は、本件株式交換によりサンローリーの発行済株式の全部を取得する。

（商号及び住所）

第２条　SRS 及びサンローリーの商号及び住所は次のとおりとする。

（１）　SRS（株式交換完全親会社）

商号：SRS ホールディングス株式会社

住所：大阪市中央区安土町 2 丁目 3 番 13 号 大阪国際ビルディング 30 階

（２）　サンローリー（株式交換完全子会社）

商号：株式会社サンローリー

住所：大阪市西成区花園南一丁目 4 番 4 号

（株式の割当て）

第３条　SRS は、本件株式交換に際して、本件株式交換が効力を生ずる時点の直前時のサンローリーの株主名簿に記載または記録された株主であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「H2O」という。）に対して、その所有するサンローリーの株式の合計数に 0.0024 を乗じて得た数の SRS の株式を交付する。

２　SRS は、本株式交換に際して、H2O に対し、その保有するサンローリーの株式 1 株につき、SRS の株式 0.0024 株をもって割り当てる。

３　本件株式交換に伴い、H2O に割り当てた SRS 普通株式のうち、1 株に満たない端数については、会社法第 234 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき処理するものとする。

（効力発生日）

第４条　本件株式交換の効力発生日は、2020 年 2 月 1 日とする。ただし、株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、SRS 及びサンローリーが協議の上、これを変更することができるものとする。

（SRS の資本金及び準備金等）

第５条　本件株式交換により増加するSRSの資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則39条の定めに従い、SRSが定めるものとする。

（株式交換の承認）

第６条　サンローリーは、2020 年 1 月 31 日までに、株主総会を招集し、本契約の承認及び株式交換に必要な事項の決議を経るものとする。

2　本件株式交換の進行上必要がある場合には、SRS 及びサンローリーが協議の上、前項の期日を変更することができる。

（簡易株式交換）

第７条　SRS は、会社法 796 条 2 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を経ないで本件株式交換を行う。ただし、会社法 796 条 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、SRS は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。

（善管注意義務）

第８条　SRS 及びサンローリーは、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ SRS 及びサンローリーが協議して合意の上実行するものとする。

（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

第９条　本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、①SRS 若しくはサンローリーのいずれかの財産状態若しくは経営状態について重大な変動が発生した場合、又は②本件株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が発生・判明した場合、③その他本契約の目的達成が困難となった場合には、SRS 及びサンローリーは、相互に協議し合意の上、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第１０条　本契約は、効力発生日の前日までに、第 6 条に定めるサンローリーの株主総会（若しくは第 7 条ただし書きに規定する場合における SRS の株主総会）の決議による承認が得られなかったとき、又は法令に定める関係官庁の承認が得られなかったときは、その効力を失う。

（秘密保持）

第１１条　SRS及びサンローリーは、本契約により相手方より開示を受けた相手方の経営上・技術上の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号に該当する情報については、この限りではない。

（１）相手方から開示を受けた時点で既に公知であった情報

（２）相手方からの開示後に自らの帰責事由によらず公知となった情報

（３）第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

（４）相手方から開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報

（５）法令又は官公庁の命令により開示を強制される情報

（反社会的勢力の排除）

第１２条　SRS及びサンローリーは、自己及び自己の役員（これに準ずる者を含む。以下同じ。）が、現在はもちろん将来においても、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当せず、かつ次のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

（１）　反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（２）　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（３）　自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

（４）　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（５）　役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　SRS及びサンローリーは、他の当事者が前項の表明、保証に違反し、又は他の当事　者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、何らの催告を要せず、本契約を直ちに解除することができる。

（１）　暴力的な要求行為

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他方当事者の信用を毀損し又は他の当事者の業務を妨害する行為

（5） その他（1）から（4）までに準ずる行為

（紛争処理）

第１３条 本契約に定めのない事項及び本契約に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、SRS及びサンローリーは、信義に従い誠実に協議してその解決にあたる。

2 SRS及びサンローリーは、前項の協議で解決できない場合、本契約に関する一切の紛争についての第一審の専属的管轄裁判所を大阪地方裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、SRS 及びサンローリーが記名押印の上、各自その１通を保有する。

２０１９年１２月２６日

SRS

住 所 大阪市中央区安土町 2 丁目 3 番 13 号
大阪国際ビルディング 30 階

会社名 SRS ホールディングス株式会社
代表取締役執行役員社長 重里 政彦 ㊞

サンローリー

住 所 大阪市西成区花園南一丁目 4 番 4 号

会社名 株式会社サンローリー
代表取締役社長 和田 裕 ㊞

別紙２　会社法第768条第１項２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関して、次のように判断しております。

１．本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	サンローリー （株式交換完全子会社）
株式交換に係る割当ての内容	1	0.0024
株式交換により交付する株式数	ＳＲＳホールディングス㈱の普通株式：960株（予定）	

（注１）株式の割当比率

本株式交換においてはサンローリーの普通株式１株に対して、当社の普通株式0.0024株を割当て交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事会社間で協議の上、変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式960株を割当て交付する予定です。なお、当社はかかる交付に当たり、新たに発行する普通株式を使用する予定です。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるサンローリーの株主においては、係る単元未満株式を金融商品取引市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

①　単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

②　単元未満株式の買取制度（１単元への買増し）

会社法第194条第１項の規定及び当社の定款の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と合わせて１単元株式数（100株）となる数の株式を当社から買い増すことができます。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式１株に満たない端数株の割当てを受けることとなるサンローリーの株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに基づき、その端数の合計数（その合計数に１に満たない端数ある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する当社の普通株式を売却し、係る売却代金をその１株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなる家族亭の株主にお支払いいたします。

２．本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（１）割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換の株式交換比率算定に当たり、公正性・妥当性を確保するため、ダフ・アンド・フェルプス株式会社（以下、「ダフ＆フェルプス」といいます。）を第三者機関として選定し、また、弁護士法人マーキュリー・ジェネラル（以下、「マーキュリー・ジェネラル」といいます。）を法務アドバイザーとして選定いたしました。

当社は、ダフ＆フェルプスによる株式価値算定の結果を参考し、マーキュリー・ジェネラルからの助言、当社がサンローリーに対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、

本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断し、当社の取締役会において、サンローリーとの間で株式交換契約を締結することを決議いたしました。

（2）算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに各社との関係

ダフ＆フェルプスは、当社及びサンローリーから独立した第三者機関であり、各社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しておらず、公平性を担保できております。

② 算定の概要

当社の株式価値につきましては、当社が上場会社であることから市場株価平均法により算定を行いました。市場株価平均法では、東京証券取引所における、令和元年６月８日（同日を含む。）から令和元年 11 月７日（同日を含む。）までの各取引日（但し、取引が行われなかった日を除く。）の当社の普通株式１株当たりの終値の単純平均値（但し、小数点以下を四捨五入する。）を採用いたしました。算定基準日を令和元年 11 月７日としたのは、以降、当社の株価に大きな変動は生じていないためであります。

一方、サンローリーの株式価値については、非上場会社であることを勘案し、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「ＤＣＦ法」といいます。）及び類似会社比準法を採用し、算定を行いました。ダフ＆フェルプスはサンローリーの株式価値の算定に際し、当社及びサンローリーから提供された財務諸表、令和２年３月期から令和７年３月期の利益計画等や一定の前提・仮定を基に算定しております。なお、ダフ＆フェルプスが提出したサンローリーの株式価値の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

当社の１株当たりの株式価値を１とした場合のサンローリーの評価レンジは下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
ＤＣＦ法	1.245～1.341
類似会社比準法	1.562～2.322

サンローリーにおいては、デューデリジェンスによって得た直近の収支動向や今後発生が見込まれる人件費の上昇傾向等の要因により、令和４年３月期の営業利益及び税引後利益がそれぞれ 30 百万円、24 百万円であるのに対し、令和５年３月期は 18 百万円、12 百万円、令和６年３月期は６百万円、４百万円、令和７年３月期は▲６百万円、▲６百万円と大幅な減益が見込まれ、今後シナジー効果を最大限追求し、効率化を図ることで業績を向上させるべく努力いたしますが、現時点での将来事業計画を考慮し、協議を重ねた結果、本件交換比率で合意いたしました。

３．交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

４．株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

（1）増加する資本金の額　　０円

（2）増加する資本準備金の額　　法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

（3）増加する利益準備金の額　　０円

別紙３　株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

次ページ以降をご参照ください。

第 42 期　計算書類及び附属明細書

2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで

大阪市西成区花園南１丁目４番４号

株式会社サンローリー

貸借対照表

2019年 3月31日現在

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	808,607,732	（負債の部）	239,440,618
流動資産	341,808,679	流動負債	170,295,604
現金及び預金	36,684,492	買掛金	56,265,169
売掛金	90,089,444	未払金	36,137,308
原材料	17,368,304	未払費用	39,446,400
貯蔵品	5,461,705	未払事業所税	768,400
前払費用	8,360,558	未払法人税等	6,956,600
短期貸付金	174,688,207	未払消費税等	6,901,700
未収法人税等	10	預り金	1,839,211
その他流動資産	9,155,959	賞与引当金	8,000,000
		リース債務	13,980,816
固定資産	466,799,053	固定負債	69,145,014
有形固定資産	329,368,099	退職給付引当金	28,932,806
建物	3	リース債務	34,809,658
建物附属設備	247,337,906	資産除去債務	5,402,550
器具及び備品	34,126,510		
リース資産	45,192,280		
除去債務資産	2,711,400		
無形固定資産	12,587,890	（純資産の部）	569,167,114
ソフトウェア	303,334	株主資本	569,167,114
電話施設利用権	4,916,261	資本金	10,000,000
施設利用権	7,368,295	資本剰余金	190,000,000
		その他資本剰余金	190,000,000
投資その他の資産	124,843,064	利益剰余金	369,167,114
投資有価証券	1	利益準備金	2,500,000
差入保証金	105,693,992	その他利益剰余金	366,667,114
長期前払費用	2,955,645	別途積立金	290,000,000
繰延税金資産	16,193,426	繰越利益剰余金	76,667,114
資産合計	808,607,732	負債・純資産合計	808,607,732

損　益　計　算　書

2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで

（単位：円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		2,535,660,587
売　上　原　価		795,594,969
売　上　総　利　益		1,740,065,618
販売費及び一般管理費		1,737,651,551
営　業　利　益		2,414,067
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	195,360	
雑　収　入	437,598	632,958
営　業　外　費　用		
ｸﾞﾙｰﾌﾟ運営負担金	100,000	
雑　支　出	547,968	647,968
経　常　利　益		2,399,057
特　別　利　益		
退店協力金収入	11,500,000	11,500,000
特　別　損　失		
固定資産除却損	4,288,758	
減　損　損　失	3,220,439	
店舗閉鎖損失	1,561,198	
災害による損失	1,020,915	
撤　去　費	880,000	10,971,310
税引前当期純利益		2,927,747
法人税、住民税及び事業税		7,445,100
法人税等調整額		1,081,483
当　期　純　損　失		5,598,836

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2018年 4月 1日から

2019年 3月31日まで

（単位：円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000,000	190,000,000	190,000,000	2,500,000	290,000,000	84,385,950	376,885,950	576,885,950	576,885,950
当期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△ 2,120,000	△ 2,120,000	△ 2,120,000	△ 2,120,000
当期純損失（△）	－	－	－	－	－	△ 5,598,836	△ 5,598,836	△ 5,598,836	△ 5,598,836
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△ 7,718,836	△ 7,718,836	△ 7,718,836	△ 7,718,836
当期末残高	10,000,000	190,000,000	190,000,000	2,500,000	290,000,000	76,667,114	369,167,114	569,167,114	569,167,114

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のないもの	移動平均法による原価法

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原　　材　　料	最終仕入原価法
貯　　蔵　　品	最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定額法によっております。
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法によっております。
リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

４．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

５．表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当期より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の種類及び総数　　普通株式　　400,000株

２．剰余金の配当に関する事項
配当金の支払額

2018年6月9日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項
①配当金の総額　　2,120,000円
②１株当たりの配当額　　5円30銭
③基準日　　2018年3月31日
④効力発生日　　2018年6月22日

その他の注記

（減損損失）

１．減損損失を認識した資産および減損損失の金額

資産グループ	用途	場所	種類	減損損失
ひまわり堅田店	店舗	滋賀県大津市	建物付属設備　他	1,302,848円
ﾄﾞﾄｰﾙｺｰﾋｰﾌﾚｽﾎﾟ東大阪店	店舗	大阪府東大阪市	建物付属設備	1,159,440円
ﾐｽﾀｰﾄﾞｰﾅﾂ堅田店	店舗	滋賀県大津市	建物付属設備	615,497円
麺麺家昆陽店	店舗	兵庫県伊丹市	建物付属設備	142,654円
			計	3,220,439円

２．減損損失の認識に至った経緯

競合環境の激化に伴い収益環境が厳しいため、減損損失を認識いたしました。

３．資産のグルーピングの方法

当社は、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、店舗等については継続して収支を把握している単位で、区分する方法を採用しております。

４．回収可能価額の算定方法

ひまわり堅田店、ﾄﾞﾄｰﾙｺｰﾋｰﾌﾚｽﾎﾟ東大阪店、ﾐｽﾀｰﾄﾞｰﾅﾂ堅田店については、回収可能価額は使用価値を使用し、割引率は4.4％であります。
この結果、3,077,785円を減損損失として特別損失に計上しております。
麺麺家昆陽店については、回収可能性は認められないため、帳簿価額を備忘価額まで減額し、142,654円を減損損失として特別損失に計上しております。

附　属　明　細　書

1．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	3	－	－	－	3	2,871,297	2,871,300
	建物附属設備	230,917,999	56,281,960	6,876,928 (3,220,435)	32,985,125	247,337,906	568,757,985	816,095,891
	器具及び備品	35,934,978	10,566,525	632,269 (4)	11,742,724	34,126,510	268,628,291	302,754,801
	リース資産	16,817,880	39,654,600	－	11,280,200	45,192,280	40,747,520	85,939,800
	資産除去債務	2,817,200	－	－	105,800	2,711,400	1,500,600	4,212,000
	計	286,488,060	106,503,085	7,509,197 (3,220,439)	56,113,849	329,368,099	882,505,693	1,211,873,792
無形固定資産	ソフトウェア	433,334	－	－	130,000	303,334		1,816,562
	電話施設利用権	4,916,261	－	－	－	4,916,261		4,916,261
	施設利用権	9,784,511	477,250	－	2,893,466	7,368,295		7,368,295
	計	15,134,106	477,250	－	3,023,466	12,587,890		14,101,118

（注）1．当期減少額欄の（ ）は内数で、当期の減損損失計上額であります。
2．有形固定資産の当期増加額は、新規店舗の出店や既存店舗の改装工事によるもので、主なものは「ひまわり今津店」「ｶﾌｪｼﾞﾗｿｰﾚ伏見店」への投資工事であります。
3．有形固定資産の当期減少額は、営業店舗の閉鎖によるもので、「ﾐｽﾀｰﾄﾞｰﾅﾂ和泉中央店」「ﾄﾞﾄｰﾙｺｰﾋｰﾄﾞｰﾁｶ店」等の閉鎖であります。

2．引当金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	9,000,000	8,000,000	9,000,000	8,000,000
役員賞与引当金	631,000	－	631,000	－
退職給付引当金	32,195,933	2,390,166	5,653,293	28,932,806

3．販売費及び一般管理費の明細

（単位：円）

科目	金額	科目	金額	摘要
役員報酬	11,880,000	交際費	101,274	
従業員給与	874,384,302	広告宣伝費	35,821,629	
従業員賞与	22,614,668	販売営業手数料	66,561,315	
退職給付費用	5,894,904	消耗品費	70,727,937	
福利費	92,133,790	水道光熱費	130,979,290	
リース料	40,579,490	修繕費	8,966,640	
地代家賃	221,830,046	委託作業費	40,993,898	
設備償却費	58,339,138	情報ｼｽﾃﾑ費	6,684,044	
ｼｽﾃﾑ償却費	798,177	諸税	2,266,316	
旅費	676,499	利息費用	77,200	
交通費	15,560,027	雑費	17,877,670	
通信費	9,790,692			
保険料	2,112,605	計	1,737,651,551	

第 42 期　事業報告及び附属明細書

2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで

大阪市西成区花園南１丁目４番４号

株式会社サンローリー

第42期　事業報告

（ 2018 年 4 月 1 日 から 2019 年3 月 31 日まで ）

株式会社　サンローリー

代表取締役　和田　裕

1 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2018年度の基本方針として『Break　through』(突破)～中期ビジョン達成に向け、多くの難題や障壁を、全従業員が「執念」と「信念」に基づく営為を持って『突破』しよう！！～を掲げ、「基盤となる既存店の更なる強化」と「成長戦略」(新業態開発)の着手に取組みました。

「基盤となる既存店の更なる強化」については、お客様を気持ちよくお迎えし、最高の満足を提供する為に全店共通取組3項目(①いつも元気で明るい店、従業員②清潔感のある店③朝礼・昼礼の実施)を徹底して取組み、外食業界全体を取り巻く環境が厳しい中、2018年度売上高2,536百万円(予算比103.6%、昨比96.1%、既存店昨比99.7%)、既存店昨年実績をキャッチアップできるベースまで引き上げる事ができました。

(※2017年度AU販促の影響売上高1200万を考慮すると既存店売上高昨比100.2%)

「成長戦略」(新業態開発)の着手については、中期ビジョンで掲げた「目指す将来像(業態の姿)の達成に向け、既存業態の改廃を進め、2019年度に出店すべく新業態の研究・市場調査・実験・試作等を継続的に進めました。

原価については、2017年下期より主力原料の原価高騰、又、野菜相場高騰の影響が2018年5月まで続き、対策として6月「専門店」「ポポラマーマ」両業態においてグランドメニュー改定、「大釜屋」定番価格改定を実施しました。

6月以降、3業態の改定効果と下期2017年度原価高騰の影響が一巡し、野菜相場安も相まって年間原価率31.5%予算差▲0.2%(昨差▲0.2%)予算内執行となりました。

一方、経費については、店舗の人手不足解消に向けて積極的な採用活動を継続実施するも、採用難による既存従業員の時間外労働の増加と毎年のPA時間給単価上昇で人件費1,007百万円予算比105.8%、又、新店に関わる広告宣伝費の増加、消耗品費の増加で物件費258百万円予算比106.0%となりました。

売上高予算、原価率予算は達成しましたが、人件費、物件費の経費が予算オーバーとなり、結果、営業利益2.4百万円(予算比8.0%　昨比5.4%)減収減益となりました。

尚、経常利益は2.4百万円(予算比8.2%、昨年比5.6%)、当期利益は特別損失の計上、その内訳は閉店に伴う特別損失　3.3百万円、3店舗の減損損失、及び除却損　7.6百万円を計上しました。 和泉中央店の資産除去と営業補償で11．5百万円の特別利益がありましたが、調整額を含め法人税8.5百万円の計上があり、結果、当期純損失は　5.6百万円(予算差▲34.7百万円　昨差▲12.7百万円)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当会計年度に新規に投資した新店と改装等の設備(劣化等による入替は含みません)

新店	ひまわり今津店	3千3百万円
新店	カフェ・ジラソーレ伏見店	2千8百万円
改装	ドトールコーヒー八幡店	5.1百万円

(3) 資金調達の状況

当会計年度において設備投資等に必要な資金は、自己資金およびリースで調達しております。

(4) 対処すべき課題

2019年度は『Break　through』(突破)PartⅡを基本方針として、以下の取組を行います。

①既存店の活性化 「全店共通取組」の標準化　～お客様を気持ちよくお迎えし最高の満足を提供する～

②直営事業中心にメニュー価格アップへの挑戦

人件費高騰、消費増税の影響、食材原価値上げ等、費用が増加する中で「価格」アップへの挑戦。

③「成長戦略」としての新店出店を成功に収める。

2018年度新規店舗(ひまわり今津店　カフェ・ジラソーレ伏見店)の営業力強化と2019年度新店を成功に収める。

④ブランド及び新業態の構築

ブランド構築　私たちが「自信」を持って提供できる主力メニューの磨き上げと新業態のビジネスモデルの構築を目指す。

⑤働き方の改革

LSP(レイバー・スケジューリング・プログラム)の取組の考え方をスタート。

LSP 「人に仕事を当てはめる」のではなく、「仕事に人を当てはめる」為に、仕事の洗い出しと見直しからスタートする。

⑥人事課題

店舗基準人員、パートタイマー基準比率等の人事政策の立案。規程改定内容の定着化を図る。

以上の取組を行うことで、売上高 25億 4千6百万円、営業利益　2千5百万円を目指します。

今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5)財産及び損益の状況

（単位：円）

区　分	第　39　期 （2015年4月～2016年3月）	第　40　期 （2016年4月～2017年3月）	第　41　期 （2017年4月～2018年3月）	第　42　期 （当　　期） （2018年4月～2019年3月）
売 上 高	3,000,057,106	2,891,882,692	2,639,381,354	2,535,660,587
営 業 利 益	103,054,403	39,296,333	44,893,843	2,414,067
経 常 利 益	94,944,005	37,259,104	42,874,259	2,399,057
当期純利益	54,393,394	18,227,156	7,070,418	△ 5,598,836
１株当たり当期純利益	135.98	45.56	17.68	△14.00
総 資 産	1,151,833,705	869,653,425	800,088,136	808,607,732
純 資 産	857,056,376	575,283,532	576,885,950	569,167,114

（注）当期純利益及び１株当たり当期純利益の△印は、損失を示しております。

(6)重要な親会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は株式会社エイチ・ツー・オー食品グループであり、同社は当社の株式を400,000株（出資比率１００％）保有しております。又、株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの親会社はエイチ・ツー・オーリテイリング株式会社であり、同社は株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの株式を2,000株（出資比率１００％）保有しております。

②親会社との取引に関する事項

当社は、エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社との間で資金の借入及びグループ負担金の支払を行っており、取引条件の合理性を担保するために、市場価格を勘案する等して、取締役会において当該取引の適正性及び妥当性を判断しております。

(7)主要な事業内容（2019年3月31日現在）

①飲食店の経営

②飲食店の経営指導に関する事業

③食品の販売業

④上記各号に附帯する一切の事業

(8)主要な営業所（2019年3月31日現在）

府県名	店　舗　名	店舗数
大阪府	イズミヤ本社、百舌鳥店、若江岩田店、松原店、枚方店、河内長野店、門真店、古市店、千里丘店、八尾店、ﾌﾚｽﾎﾟ東大阪店、ツイン21店、関西医大枚方店、なんば店、毎日ｲﾝﾃﾘｵ店、堺筋本町店、福町店	17
京都府	伏見店、大久保店、六地蔵店、白梅町店、洛北店、八幡店けいはんな店、京都西店	8
兵庫県	小林店、多田店、昆陽店、西神戸店、神戸玉津店、小野店明石店、神戸北店、ｼﾞｪｰﾑｽ山店、今津店	10
奈良県	桜井店	1
滋賀県	堅田店	1
和歌山県	和歌山店	1
千葉県	ﾜﾝｽﾞﾓｰﾙ長沼店、北小金店、八千代店	3
茨城県	牛久店	1
宮崎県	宮崎店	1
	合 計 店 舗 数	43

(9)使用人の状況（社員）

区　分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　性	42名	△3名	48.4歳	16.0年
女　性	14名	0	42.3歳	7.7年
合　計	56名	△3名	43.9歳	13.9年

（注）１．上記使用人数には、受入出向者が４名含まれております。

２．その他臨時従業員の8時間換算人数は３３７名です。

(10)主要な借入先及び借入額　　当社は該当ありません。

２．株式に関する事項

①発行可能株式総数　600,000株

②発行済株式の総数　400,000株

③当事業年度末の株主数　1名

④株主名　株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（２０１９年３月３１日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
梅本　友之	代表取締役社長	
牧口　弘二	取締役 （非常勤）	株式会社　エイチ・ツー・オー食品グループ取締役執行役員
中本　　孝	取締役 （非常勤）	株式会社　家族亭　代表取締役社長
宇野　賢次	取締役 （非常勤）	エイチ・ツー・オー　リテイリング株式会社　執行役員
和田　　実	監査役 （非常勤）	イズミヤ株式会社　監査役

（注）１．取締役牧口氏は２０１９年４月１日辞任いたしました。

(2) 取締役の報酬の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	１人	11,880,000円	

〈ご参考〉２０１９年４月１日現在の役員の状況

取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
和田　　裕	代表取締役社長	
梅本　友之	取締役 （非常勤）	イズミヤ株式会社　取締役執行役員　人事総務部長
中本　　孝	取締役 （非常勤）	株式会社　家族亭　代表取締役社長
宇野　賢次	取締役 （非常勤）	エイチ・ツー・オー　リテイリング株式会社　執行役員
和田　　実	監査役 （非常勤）	イズミヤ株式会社　監査役

４．その他株式会社の状況に関する重要な事項

会社の体制及び方針

当社は、２００６年５月１２日開催の取締役会で「内部統制システムの構築」について下記の通り決議しました。

１．取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会直轄の組織として「企業倫理委員会」を設置する。「企業倫理委員会」は取締役会の指示により、法令・定款の遵守を最優先課題として、当社の内部統制の整備と定期的なモニタリングを行い、取締役会に報告する。
また、同委員会では、企業を取り巻く様々なリスクを回避し、企業価値の維持・向上を図るという観点から、内部統制・リスク管理体制・内部監査体制に関する事項を審議し、決定する機能を果たすこととする。

２．株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

（１）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、以下の文書（電磁的記録を含む）については、関係資料とともに少なくとも１０年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

①株主総会、取締役会、経営会議の各議事録

②稟議書、決裁書

③契約書

（２）損失の危機の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を定め、リスクの所在・種類等を的確に把握し、リスク毎に管理部署を定めるとともに、リスクに組織横断的に対応するため、当社に「企業倫理委員会」を設置して、危機管理の徹底を図ることとする。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

次に記載の経営管理システムを用いて、事業の推進に伴うリスクを継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保している。

①全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経て慎重に決定するため、代表取締役の諮問機関として取締役で経営会議を組織し、審議する。

②会社組織は、都度機動的に見直しを実施し、職務権限と責任範囲を明確にしたうえで、意思決定の迅速化を図ることとする。

③目標の明確に付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、全社及び各店舗・各部署の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行なう。

（４）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「経営指針」及び「行動規範」を定め、従業員が法令、社内規則及び社会通念を遵守した行動をとるためのルールや基準を定め、その推進を図っている。
また、法令・諸規則に抵触する行為について早期に発見し、是正するための制度として、「内部通報制度」を導入している。本制度は通報者保護のため守秘義務を徹底するとともに、社内担当者のみならず、監査役等への通報を制度化しており、相談しやすい仕組みづくりを目指している。

（５）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会への出席に加え、その他の重要会議への出席も可能となっており、検討及び報告すべき重要事項はもれなく監査役が周知できる体制になっている。

（６）その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は各種重要会議に出席し、関係部署の調査、重要案件の決裁書の確認などにより、その権限が支障なく行使できる体制が確立されている。

３.当期における運用状況の概要について

（１）　当社は、Ｈ２Ｏリテイリンググループ（以下グループ）における業務の適正を確保するために「Ｈ２Ｏリテイリンググループ行動規範」「グループコンプライアンス規程」を定めるとともに、グループ会社が遵守すべき基本事項をまとめたグループ運営ルールの周知徹底を図っております。
当期も、グループの経営方針等の共有化を図るための「グループ経営職会議」に上半期、下半期各１回出席いたしました。

（２）　コンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、まずＨ２Ｏリテイリングが開催する「グループコンプライアンス連絡会」に参加しております。
障害者差別解消法に基づく対応要領や各事業継続計画に関わる安否確認システムの導入などについて、通期にわたり安全配慮義務体制に確立に向けて事業所として必要な対応について、またストレスチェックの実施について周知を図っております。　また、２０１７年から組織化され運用されている「ＣＳＲ推進体制」に参加し「ＣＳＲ推進委員会」には社長が構成メンバーとして参画しています。

また、当社の代表取締役と監査役との会合を実施し、リスク管理を中心とした会社が対処すべき課題等について意見交換を継続的に実施しております。

（３）当社は、Ｈ２Ｏグループにおけるコンプライアンスの徹底およびその体制の強化を図る観点から以下の社内規程について整備、見直しを行いました。
「育児・介護休業法」改正に伴う規程改定について、当社の「社内就業規則」の改定を行い２０１７年１月１日より実施いたしております。内容は看護休暇・介護休暇を半日単位え取得できる。介護について短時間勤務措置等については利用開始から３年の間に２回以上取得可能にする。「ハラスメント」に関する規程の整備を行いました。
尚、育児・介護休業法改正（２０１７年１０月１日施行）に伴い、育児のための休職は当該子が保育施設を利用出来ない場合、育児休業期間を１歳６ヶ月から２歳に達するまで延長できる事の社員就業規則の改定を行いました。
また、　当社内では期初に「企業倫理委員会」を開催し、当期に実施すべき内容を設定しております。
毎月初に開催している「安全衛生委員会」では当月の活動テーマを設定し、従業員の健康管理を注意喚起し、労務管理の実態報告と改善策の提案等を行ってきました。
また、商品の品質管理面では、「ＣＳＲ推進委員会」「品質管理部会」のテーマに基づき、「使用水の管理規定・廃棄物の衛生管理規程・そ族及び昆虫対策規程」を整備策定しております。。
２０１６年期より徹底してきた「検便の完全実施」「食材細菌検査の完全実施」も継続して実施しており、２０１８年期より「厨房の衛生管理の為の実施検査」を外部に委託し、実施いたしております。

附　属　明　細　書

当社取締役及び、監査役と他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況の明細

重要な兼職の状況は、事業報告３．会社役員に関する事項　取締役及び監査役の氏名等に記載のとおりです。